

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

目 次	ページ
規 則	
◎高知県事務処理規則の一部を改正する規則	1
◎高知県税規則の一部を改正する規則	2
◎高知県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則	10

規 則

高知県事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第68号  
高知県事務処理規則の一部を改正する規則**

高知県事務処理規則（平成15年高知県規則第44号）の一部を次のように改正する。  
別表第3の9の(3)の表1の項を次のように改める。

1	農業改良資金に関する事務	(1) 農業改良資金の事務の取扱要領の制定及び改廃に関すること。	◎												
		(2) 農業改良資金通法（昭和31年法律第102号）に関すること。		◎											
		(3) 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号。以下この項において「一部改正法」という。）第1条の規定による改正前の農業改良資金助成法による農業改良資金に関すること。（一部改正法附則第2条）		◎											

**附 則**

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

### 高知県規則第69号

#### 高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則（昭和33年高知県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第34条の7の見出し中「通知」を「通知等」に改め、同条第1項中「第53条第50項又は第51項」を「第53条第45項又は第46項」に、「受けた場合には」を「受けたときは」に改め、同条第3項中「第53条第52項」を「第53条第47項」に、「受けた場合には」を「受けたときは」に改め、同条第4項中「受けた場合には」を「受けたときは」に改める。

第35条の見出し中「修正の決定等」を「修正等に関する通知等」に改め、同条第1項中「第58条第1項、第2項、第3項又は第5項の規定によって」を「第58条第1項から第3項まで又は第5項の規定により」に、「決定し、又はこれを」を「若しくは決定し、又は当該従業者数を」に、「決定をした場合においては」を「決定をしたときは」に、「別記第56号様式」を「別記第53号様式」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「県税事務所長から」を削り、「別記第56号様式の2」を「別記第54号様式」に改め、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 法第58条第4項の規定により知事が関係都道府県知事に対して法人税額又は個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者数の修正を請求するときは、別記第55号様式によるものとする。  
第35条第4項中「受けた場合は」を「受けたときは」に改める。

第36条の見出し中「県民税」を「法人の県民税」に、「通知」を「通知等」に改め、同条第1項中「県税事務所長は、」を「県税事務所長は、知事から」に、「関係都道府県から」を「関係都道府県からの」に、「決定の通知に関しての知事からの通知を受けた場合においては、別記第55号様式により、」を「決定に係る通知に関する通知を受けたときは、別記第56号様式により」に改め、同条第2項中「知事が、法第63条第3項の規定により」を「法第63条第3項の規定により知事が関係都道府県知事に」に、「関係都道府県知事に通知するときの様式は、別記第56号様式の2」を「通知するときは、別記第54号様式」に改める。

第41条の2の見出し中「通知」を「通知等」に改め、同条第1項中「政令第24条の4第1項」を「第24条の4第1項」に、「受けた場合には」を「受けたときは」に、「当該申請した法人に対して別記第62号様式によりその旨を」を「別記第62号様式によりその旨を当該申請をした法人に」に改め、同条第2項中「当該申

告書」を「申告書」に、「若しくは」を「又は」に、「その処分に係る法人に対して別記第62号様式の2によりその旨を」を「別記第62号様式の2によりその旨を当該処分に係る法人に」に改め、同条第3項中「承認をした場合」を「承認の決定をしたとき」に、「当該提出期限」を「提出期限」に、「当該申告書」を「申告書」に、「処分があった場合」を「処分をしたとき」に、「当該届出書の提出があった場合には」を「届出書の提出があったときは」に改め、同条第4項中「県税事務所長から」を削り、同条第5項中「他の都道府県知事から当該申告書」を「申告書」に、「関しての通知を受けた場合には」を「関する通知を受けたときは」に改める。

第42条の見出し中「法人の事業税の課税標準の」を「法人税の課税標準に係る」に改め、同条中「第72条の40第1項及び第2項の規定による法人事業税の課税標準の更正又は決定についての国の税務官署にする請求の様式は」を「第72条の40第1項の規定により知事又は県税事務所長が国の税務官署に対して法人税の課税標準に係る更正又は決定をすべき旨を請求するとき（2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に係る法人税の課税標準について請求するときを含む。）は」に改める。

第43条を次のように改める。

（2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の課税標準額の総額の更正又は決定の通知書等）

**第43条** 次の各号に掲げる文書の様式は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法第72条の49第1項の規定により2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の課税標準額の総額の更正又は決定をしたときの当該法人への通知に係る文書 別記第64号様式
- (2) 法第72条の49第2項の規定による関係都道府県知事に対する2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の課税標準額の総額の更正又は決定をすべき旨の請求に係る文書 別記第65号様式
- (3) 法第72条の49第3項の規定により2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の分割基準の修正又は決定をしたときの当該法人への通知に係る文書 別記第53号様式
- (4) 法第72条の49第5項の規定による関係都道府県知事に対する2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の分割基準の修正又は決定の請求に係る文書 別記第55号様式
- (5) 法第72条の49第7項又は第11項の規定による2以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定をしたときの関係都道府県知事への通知に係る文

書 別記第54号様式

(6) 施行規則第6条の4第3項の規定による法人の事業税の更正の請求に係る同条第2項の規定による届出があった旨の関係都道府県知事への通知に係る文書 別記第66号様式  
第66条第1号の表及び同条第2号の表並びに第67条第1項第1号の表及び同項第2号の表中「肝機能障害」を「肝臓機能障害」に改める。

別記第52号様式から別記第56号様式までを次のように改める。

第52号様式（第34条の7、第41条の2関係）

第 号  
年 月 日

知事 様

高知県知事 印

県民税  
法人事業税 申告書提出期限延長等通知書

地方税法第53条第47項又は地方税法施行令第24条の3第6項（同令第24条の4第6項、第24条の4の2、第24条の4の3第3項及び第24条の5において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり通知します。

名称			
主たる事務所等の所在地	高知県		
延長等の内容	県民税	年 月 日から 年 月 日まで	の事業年度分から 月間延長 月間延長に変更 取消し・取りやめ
		年 月 日から 年 月 日まで	の事業年度分から 月間延長 月間延長に変更 取消し・取りやめ
		年 月 日から 年 月 日まで	の事業年度分を 年 月 日まで延長
決算が確定しない理由	1 会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由のため (1) 地方税法第72条の25第3項該当 (2) 地方税法第72条の25第5項該当 2 災害その他やむを得ない理由のため (1) 地方税法第72条の25第2項又は第4項該当 (2) 地方税法第72条の25第6項又は第7項該当 (3) 地方税法第72条の25第14項該当		
従たる事務所等の所在地	関係都道府県名	所在地	

注 法人税において連結納税の承認を受けた法人に係る県民税又は事業税にあつては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

第52号様式の2（第34条の7関係）

第 号  
年 月 日

市  
町長 様  
村

県税事務所長 印

法人税確定申告書提出期限延長処分等通知書

地方税法第53条第48項の規定により、次のとおり通知します。

事務所等の所在地	名称	事業年度	申告期限の延長、延長期間の変更、延長の取消し等の区分	延長又は延長期間の変更に係る月数
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		
		・ ・		

注 法人税において連結納税の承認を受けた法人にあつては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

第53号様式（第35条、第43条関係）

第 号  
年 月 日

所在地  
名 称 様

県税事務所長 印

法人 県民税に係る分割基準修正通知書  
事業税 決定

地方税法第58条第1項から第3項まで若しくは第5項又は第72条の49第3項の規定により次のとおり修正・決定しましたので、通知します。

課税番号	事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		処理区分	
		修正前	修正又は決定後	修正前	修正又は決定後
関係都道府県名及び事務所等の所在地		分割基準			
		従業者数		事務所等	
		修正前	修正又は決定後	修正前	修正又は決定後
1	高知県				
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
計					
事業税の分割基準	従業者数・事務所等・固定資産・軌道	備考			

注 法人税において連結納税の承認を受けた法人に係る県民税又は事業税にあつては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

- (不服申立て及び取消訴訟に関する教示)
- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
  - この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
    - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
    - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
    - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

第54号様式（第35条、第36条、第43条関係）

知事 様

第 号  
年 月 日

高知県知事 印

法人 県民税に係る課税標準額等通知書  
事業税

地方税法第58条第6項、第63条第3項又は第72条の49第7項若しくは第11項の規定により、次のとおり通知します。

名称	事業年度	年 月 日から 年 月 日まで		
主たる事務所等の所在地	高知県	資本金の額又は出資金の額	円 法人の区分	
		資本金等の額	円 地方税法第72条の適用	
申告年月日		申告区分		
確定	年 月 日	修正	年 月 日	
処理年月日		処理区分		
年 月 日		年 月 日		
課税標準額の総額等	(使途秘匿金額等)		円 加算金状況	
	法人税額	円		
		円		
		円		
	法人事業税	所得金額	円	重加算対象金額
		年 万円以下	円	所得金額
		年 万円超 万円以下	円	付加価値額
		年 万円超	円	資本金等の額
		計	円	収入金額
	軽減税率不適用		円	申告期限の延長月数
付加価値額		円	県民税 月間	
資本金等の額		円	事業税 月間	
収入金額		円	災害等延長申告期限 年 月 日	
関係都道府県名	事務所等の所在地	分割基準		
		法人事業税	法人都道府県民税	
合計		(人・円・km)	(数・円・人)	
高知県	上記のとおり			
分割都道府県数		売上高総数	円 軌道又は鉄道	
備考	課税番号	法源番号		
	外国法人税控除額	円		
	県民税仮装経理控除額	円	事業税仮装経理控除額	
	県民税租税条約控除額	円	事業税租税条約控除額	

注 法人税において連結納税の承認を受けた法人に係る県民税又は事業税にあつては、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と、「資本金等の額」とあるのは「連結個別資本金等の額」と、「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額」と読み替えてください。

第55号様式 (第35条、第43条関係)

知事 様

第 号  
年 月 日  
高知県知事 印

県民税  
法人事業税  
に係る分割基準修正等請求書

貴管内に主たる事務所等を有する次の法人について、地方税法第58条第4項又は第72条の49第5項の規定により県民税・事業税に係る分割基準の修正等を請求します。

名称	主たる事務所等の所在地	事業年度	従たる事務所等				分割基準の修正等の必要があると認める理由
			所在地		分割基準		
			区分	既分割数	当県算定		
				従業者数			
			設置年月日	事務所等固定資産			
				従業者数			
			設置年月日	事務所等固定資産			
				従業者数			
			設置年月日	事務所等固定資産			
				従業者数			
			設置年月日	事務所等固定資産			
備考							

- 注 1 県民税及び事業税で異なる場合は、上段に県民税、下段に事業税に係るものを示しています。
- 2 法人税において連結納税の承認を受けた法人に係る県民税又は事業税にあつては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

第56号様式 (第36条関係)

市 町 長 様  
村

年 月 日  
地方税法第63条第4項の規定により、次のとおり通知します。

県税事務所長 印

ページ

法源番号 課税番号	名称	主たる事務所等の所在地	事業年度	税務官署の処理区分及び処理年月日	課税標準ととなる法人 税額の総額	分割基準の総数及び 本県分

注 法人税において連結納税の承認を受けた法人にあつては、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と、「法人税額」とあるのは「個別帰属法人税額」と読み替えてください。

別記第56号様式の2を削る。  
別記第62号様式及び別記第62号様式の2を次のように改める。

**第62号様式**（第41条の2関係）

第 号  
年 月 日

所在地  
名 称 様

県税事務所長 印

法人事業税申告書提出期限延長承認  
否認通知書

年 月 日付けで申請のありました事業税の申告書の提出期限の延長については、  
次のとおり承認しましたので、通知します。  
認めることができませんでした

課税番号	
年 月 日から 年 月 日まで	の事業年度分からの事業税の申告書の提出期限を 月間延長 します。 理由（ ）
年 月 日から 年 月 日まで	の事業年度分の事業税の申告書の提出期限を 年 月 日まで延長します。 理由（ ）
否認理由	

注 法人税において連結納税の承認を受けた法人にあつては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

1 この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。

なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。

2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 不服申立て及び取消訴訟に関する教示については、その内容が審査請求をすることができる処分の場合にのみ記載する。

第62号様式の2（第41条の2関係）

第 号  
年 月 日

所在地  
名 称 様

県税事務所長 印

法人事業税申告書提出期限延長処分<sup>取消し</sup>変更<sup>通知書</sup>

年 月 日付で承認しました事業税の申告書の提出期限の延長の処分については、地方税法施行令第24条の4第2項（同令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。）の規定により 年 月 日からの事業年度分から次のとおり<sup>取消し</sup>変更<sup>しました</sup>ので、通知します。

		課税番号	
取消し理由			
変更	変更後の指定に係る月数	月間	
	変更理由		

注 法人税において連結納税の承認を受けた法人にあつては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

- この処分<sup>に</sup>不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。  
なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分<sup>の</sup>取消し<sup>の</sup>訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があつたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分<sup>の</sup>取消し<sup>の</sup>訴えを提起することができます。
  - 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
  - 処分、処分<sup>の</sup>執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

別記第63号様式及び別記第64号様式を次のように改める。

**第63号様式**（第42条関係）

第 号  
年 月 日

様

高知県知事 印  
(県税事務所長)

法人税課税標準所得金額<sup>更正</sup>請求書<sub>決定</sub>

地方税法第72条の40第1項の規定により、次のとおり法人税の課税標準である所得金額の更正・決定を請求します。

名称	
事務所等の所在地	
事業種目	
事業年度	年 月 日から 年 月 日まで
申告区分	中間 確定 修正
処理区分	申告是認 更正 決定
法人税の課税標準である所得金額	
当県が算定した所得金額	
請求事由	

注 法人税において連結納税の承認を受けた法人にあっては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

**第64号様式**（第43条関係）

第 号  
年 月 日

所在地  
名称 様

県税事務所長 印

法人事業税に係る課税標準額総額<sup>更正</sup>通知書<sub>決定</sub>

地方税法第72条の39、第72条の41又は第72条の41の2の規定により次のとおり更正・決定しましたので、通知します。

課税番号	事業年度	年 月 日から	年 月 日まで
更正又は決定の理由	1 確定申告書の提出がないための税務官署の処理に基づく決定 2 確定申告又は修正申告に誤りがあったことによる更正 3 税務官署の更正（再更正）に基づく更正（再更正） 4 当事務所の調査による更正又は決定		法人税の更正等年月日 年 月 日
	区分	更正又は決定後（千円）	更正前（千円）
事業税の課税標準額の総額	所得金額	年400万円以下の金額	
		年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額	
		年800万円を超える金額	
		計	
		軽減税率不適用のもの	
	付加価値額		
	資本金等の額		
	収入金額		

注 法人税において連結納税の承認を受けた法人にあっては、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と、「資本金等の額」とあるのは「連結個別資本金等の額」と読み替えてください。（不服申立て及び取消訴訟に関する教示）

- この処分不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができます。なお、審査請求書（正副2通）は、なるべく当県税事務所を経由して提出するようにしてください。
- この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た場合に限り、当該審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となります。）提起することができます。ただし、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - 審査請求があった日の翌日から起算して3箇月を経過しても判決がないとき。
  - 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



別記第64号様式の2及び別記第64号様式の3を削る。  
別記第65号様式及び別記第66号様式を次のように改める。

**第65号様式**（第43条関係）

第 号  
年 月 日

知事 様

高知県知事 印

法人事業税に係る課税標準額総額更正請求書  
決定

地方税法第72条の49第2項の規定により、次のとおり課税標準額の総額の更正・決定を請求します。

名称		主たる事務所等の所在地	
事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	当県内の事務所等の所在地	
申告区分	確定・修正	申告更正等年月日等	年 月 日 確定・修正・更正・決定・再更正
処理区分	申是・修是・再修是・更正・決定・再更正	税務官署処理年月日等	年 月 日 是認・更正・決定・再更正
区分		更正又は決定請求後（千円）	更正前（千円）
事業税の課税標準額の総額	所得金額	年400万円以下の金額	
		年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額	
		年800万円を超える金額	
		計	
		軽減税率不適用のもの	
	付加価値額		
	資本金等の額		
	収入金額		
貴通知書の日付及び番号		年 月 日	第 号
請求事由			

注 法人税において連結納税の承認を受けた法人にあっては、「事業年度」とあるのは「連結事業年度」と、「資本金等の額」とあるのは「連結個別資本金等の額」と読み替えてください。

第66号様式（第43条関係）

知事様

第 号  
年 月 日

高知県知事 印

法人事業税更正請求事前届出済通知書  
地方税法施行規則第6条の4第3項の規定により、次のとおり通知します。

名称		主たる事務所等の所在地	高知県			
更正の対象となる事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	事業税の課税標準額の総額	千円			
分割基準について誤りを生じた事情の詳細						
関係都道府県名	事務所等の所在地	請求の前後の別	分割基準	課税標準額		
				年400万円以下	年400万円超800万円以下	年800万円超又は比例税率
		請求前		千円	千円	千円
		請求後				
		請求前				
		請求後				
		請求前				
		請求後				
		請求前				
		請求後				
		請求前				
		請求後				
合計		請求前				
		請求後				

注 法人税において連結納税の承認を受けた法人にあつては、「事業年度」とあるのは、「連結事業年度」と読み替えてください。

附 則

（施行期日）

- この規則は、平成22年10月1日から施行する。  
（経過措置）

- この規則による改正前の高知県税規則別記様式（別記第52号様式及び別記第52号様式の2を除く。）は、この規則による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。



高知県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月30日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第70号

高知県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

高知県農業改良資金貸付規則（昭和31年高知県規則第49号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県農業改良資金の貸付資格の認定に関する規則

目次を削る。

第1条を削る。

第2条各項を次のように改める。

知事は、農業改良資金通法（昭和31年法律第102号。以下「法」という。）第6条第1項（法第8条第2項において準用する場合を含む。）の認定（以下「農業改良資金の貸付資格の認定」という。）の申請をした農業者等（法第3条第1項第1号に規定する農業者等をいう。以下この項において同じ。）が作成した農業改良措置に関する計画に記載された農業改良措置（法第2条に規定する農業改良措置をいう。以下同じ。）の内容が、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる要件を満たす場合は、法第7条（法第8条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により農業改良資金の貸付資格の認定をするものとする。

区分	要件
新たな農業部門の経営の開始	新規の作物、家畜等を導入し、従来取り扱っていない作目区分（品種を含む。）へ進出する場合であること。この場合における作目区分は、次に掲げるとおりとする。ただし、同一区分の農畜産物であっても、露地栽培、施設栽培（雨よけ）、施設栽培（無加温）及び施設栽培（加温）は、別の区分とする。

	米穀、麦類、豆類、雑穀、芋類、野菜（葉茎菜）、野菜（根菜）、野菜（果菜）、野菜（育苗）、花き（切花）、花き（鉢物）、果樹、養蚕、工芸作物、飼料作物、きのこ、乳用牛、肉用牛（繁殖）、肉用牛（肥育）、肉用牛（繁殖肥育一貫経営）、豚、鶏（採卵）、鶏（ブロイラー）及びその他の家畜
新たな農畜産物の加工の事業の経営の開始	自ら生産した農畜産物を主原料とする加工の事業を新たに開始する場合又は既に農畜産物の加工の事業に取り組んでいた者が従来の技術若しくは経営方法で対応することができない新しい加工の事業を開始する場合であること。
農畜産物又はその加工物の新たな生産の方式の導入	農業者等にとって新たな技術又は取組で、品質若しくは収量の向上又はコスト若しくは労働力の削減に資するものを導入する場合であること。
農畜産物又はその加工品の新たな販売の方式の導入	自ら生産した農畜産物又はこれを主原料とする加工品について、従来の技術又は経営方法で対応することができない新しい販売の方式を導入する場合であること。

- 2 知事は、認定中小企業者（中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号）第4条第1項の認定を受けた同条第2項第2号イに規定する中小企業者であって、自ら又は当該中小企業者が団体である場合におけるその直接若しくは間接の構成員が同号イに掲げる措置を行うものをいう。）が作成し、同条第1項の認定を受けた同項に規定する農工商等連携事業計画に同条第2項第2号イに掲げる措置が含まれている場合は、当該認定中小企業者が実施する当該措置を農業改良措置とみなして、同法第11条第1項の規定により読み替えて適用する法第7条の規定により農業改良資金の貸付資格の認定をするものとする。
- 3 知事は、認定製造事業者等（米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号）第4条第1項の認定を受けた同条第2項第3号に規定する製造事業者又は促進事業者（株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）第2条第3号に規定する中小企業者に限る。）であって、自ら又は当該製造事業者若しくは促進事業者が米穀の新用途への利用の促進に関する法律第2条第4項に規定する事業協同組合等若しくは同条第6項に規定する促進事業協同組合等である場合におけるそ

の直接若しくは間接の構成員が同法第4条第2項第3号に規定する農業改良支援措置を行うものをいう。）が作成し、同条第1項の認定を受けた同項に規定する生産製造連携事業計画に同条第2項第3号に規定する農業改良支援措置が含まれている場合は、当該認定製造事業者等が実施する当該農業改良支援措置を農業改良措置とみなして、同法第8条第1項の規定により読み替えて適用する法第7条の規定により農業改良資金の貸付資格の認定をするものとする。

第2条に次の1項を加え、同条の見出し及び条名を削り、同条第1項に項番号を付する。

4 前3項に定めるもののほか、農業改良資金の貸付資格の認定に關し必要な事項は、知事が別に定める。

第1章の章名を削る。

第2章から第4章までを削る。

別表及び別記様式を削る。

#### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正前の高知県農業改良資金貸付規則（以下「旧規則」という。）の規定によりこの規則の施行前に貸し付けられた農業改良資金（旧規則第1条に規定する農業改良資金をいう。以下同じ。）並びに次項及び第4項の規定によりこの規則の施行後に貸し付けられた農業改良資金の償還その他事業の実施以後の措置については、なお従前の例による。

3 この規則の施行前に旧規則第8条第1項又は第15条第1項の規定により貸付けの決定を受けた者（第5項の規定によりなお従前の例によりこの規則の施行後に貸付けの決定を受けた者を含む。）に対してこの規則の施行後に行われる農業改良資金の貸付けについては、なお従前の例による。

4 この規則の施行前に旧規則第8条第3項又は第15条第2項の規定により貸付けの決定を受けた融資機関（次項の規定によりなお従前の例によりこの規則の施行後に貸付けの決定を受けた融資機関を含む。）に対してこの規則の施行後に行われる農業改良資金の貸付けについては、なお従前の例による。

5 この規則の施行前にされた旧規則第7条第1項若しくは第3項又は第14条の規定による貸付けの申請であって、この規則の施行の際、貸付けの決定をするかどうかの処分がされていないものについての知事の決定については、なお従前の例による。